平成20年4月9日

## 電波法施行規則及び無線設備規則の各一部を改正する省令案について (平成20年2月6日 諮問第8号)

[950MHz帯アクティブ系小電力無線システムの導入及び950MHz帯パッシブタグシステムの高度化に伴う制度整備]

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(石田課長補佐、中島係長)

電話:03-5253-5829

諮問内容について

総務省総合通信基盤局電波部移動通信課

(山口課長補佐、渡辺係長)

電波法施行規則及び無線設備規則の各一部を改正する省令案について

#### 1 概 要

平成 19 年 12 月 20 日、「950MHz 帯アクティブ系小電力無線システムの技術的条件」及び「950MHz 帯パッシブタグシステムの高度化に必要な技術的条件」について情報通信審議会より一部答申されたところ。同一部答申を受け、関係規定の整備を行うもの。

(1) 950MHz 帯アクティブ系小電力無線システムの導入

高齢者・児童の見守り、交通事故防止、健康管理、ホーム/オフィスの施設制御、ホームセキュリティ、メータ自動検針といった様々なアプリケーションで活用が期待されていることから、本システムを導入するための技術基準を整備。

(2) 950MHz 帯パッシブタグシステムの高度化

既存の高出力型パッシブタグシステムが今後急速に普及し、同一構内あたりの設置台数も増加することが予測されることから、システムの高密度配置やリアルタイム性の確保を可能とするための技術基準を整備。

併せて、低出力型パッシブタグシステムを利用した大容量データの瞬時読み 書きを可能とするための関係規定を整備。

#### 2 改正省令案の概要

- (1) 電波法施行規則
  - ○特定小電力無線局が使用する周波数の電波を追加。
- (2) 無線設備規則
  - ○950MHz 帯アクティブ系小電力無線システムについて
    - 950MHz を超え 956MHz 以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局 (952MHz を超え 955MHz 以下の周波数の電波を使用する移動体識別用のものを除く) の無線設備の技術基準等を規定。
  - O950MHz 帯パッシブタグシステムについて
    - 952MHz を超え 954MHz 以下の周波数の電波を使用する構内無線局(高出力型)の技術基準等を整備。
    - 952MHz を超え 955MHz 以下の周波数の電波を使用する移動体識別用の特定小電力無線局(低出力型)の技術基準等を整備。

#### 3 施行期日

平成 20 年 4 月下旬 公布・施行(予定)

## ○950MHz 帯アクティブ系小電力無線システムの導入に向けた省令改正の概要

項目		主な技術的条件	
使用周波数【施行規則 第6条】		950MHz を超え 956MHz 以下	
空中線電力の許容偏差【設備規則 第14条】		上限 20%、下限 80%	
	1,000MHz 以下 (710MHz を超え 960MHz 以下を除く)	任意の 100kHz 幅において-54dBm 以下	
副次的に	710MHz を超え 945MHz 以下	任意の 1MHz 幅において-55dBm 以下	
発する電	945MHz を超え 950MHz 以下	任意の 100kHz 幅において-55dBm 以下	
波等の限	950MHz を超え 956MHz 以下	任意の 100kHz 幅において-54dBm 以下	
度	956MHz を超え 958MHz 以下	任意の 100kHz 幅において-55dBm 以下	
【設備規則	958MHz を超え 960MHz 以下	任意の 100kHz 幅において-58dBm 以下	
第 24 条】	1,000MHz を超えるもの (1,884.5MHzを超え1,919.6MHz以下を除く)	任意の 1MHz 幅において-47dBm 以下	
	1,884.5MHzを超え1,919.6MHz以下	任意の 1MHz 幅において-55dBm 以下	
単位チャネル【設備規則 第 49 条の 14】		中心周波数が 951MHz 以上 955.6MHz 以下の 200kHz 間隔の 24 チャネル。 (3 チャネルまで同時に使用可)	
空中線電力		・1mW 以下 ・中心周波数が 954.2MHz 以上 954.8MHz 以下 のチャネルを使用する場合は 10mW 以下	
<b>空中線利得【</b> 設備規則 第 49 条の 14】		3dBi 以下 (等価等方輻射電力が絶対利得 3dBi の空中線に上記空中線 電力を加えた時の値以下となる場合は、その低下分を空中線 利得で補うことができる。)	
キャリアセンス【設備規則 第 49 条の 14】		備え付けていること (総務大臣が認める場合にはこの限りではない。)	
送信時間		100ms 以内 (Duty Cycle 10%以下、キャリアセンス時間 128µs 以上) (Duty Cycle 0.1%以下、キャリアセンスなし) キャリアセンス時間 10ms 以上の場合は 1 秒以内	
停止時間		100ms 以上	
	1,000MHz 以下 (710MHz を超え 960MHz 以下を除く)	任意の 100kHz 幅において-36dBm 以下	
   不要発射	710MHz を超え 945MHz 以下	任意の 1MHz 幅において-55dBm 以下	
の強度の	945MHz を超え 950MHz 以下	任意の 100kHz 幅において-55dBm 以下	
許容値	950MHz を超え 956MHz 以下	任意の 100kHz 幅において-39dBm 以下	
【設備規	956MHz を超え 958MHz 以下	任意の 100kHz 幅において-55dBm 以下	
則別表	958MHz を超え 960MHz 以下	任意の 100kHz 幅において-58dBm 以下	
第3号】	1,000MHz を超えるもの (1,884.5MHz を超え1,919.6MHz 以下を除く)	任意の 1MHz 幅において-30dBm 以下	
	1,884.5MHzを超え1,919.6MHz以下	任意の 1MHz 幅において-55dBm 以下	

参考1

## 使用周波数帯(キャリア配置)

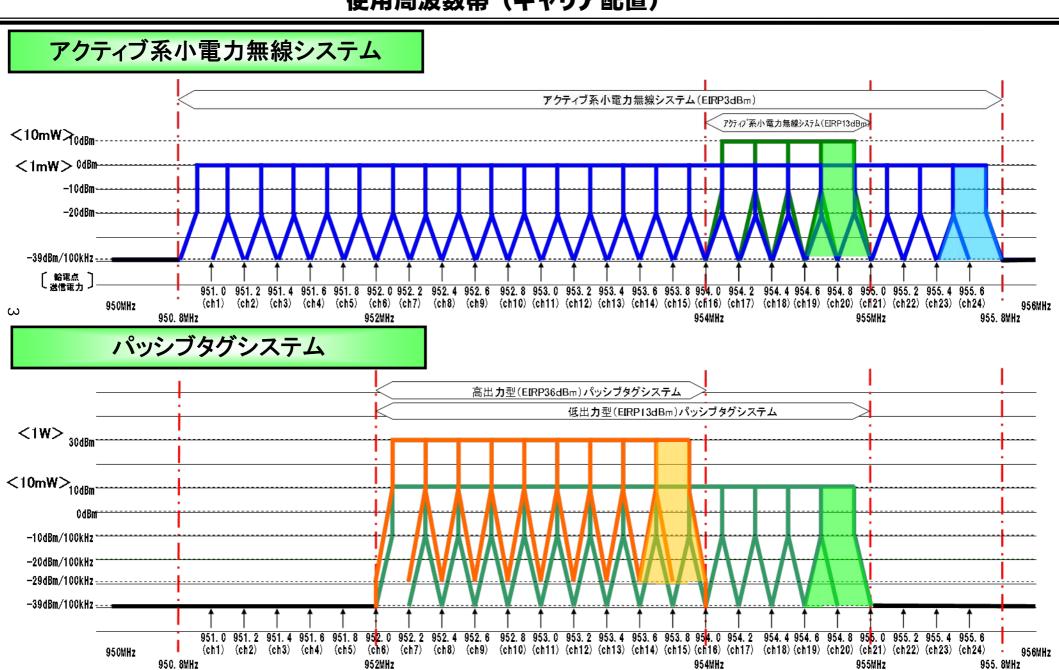




図 1 950MHz 帯アクティブ系小電力無線システムの利用シーン

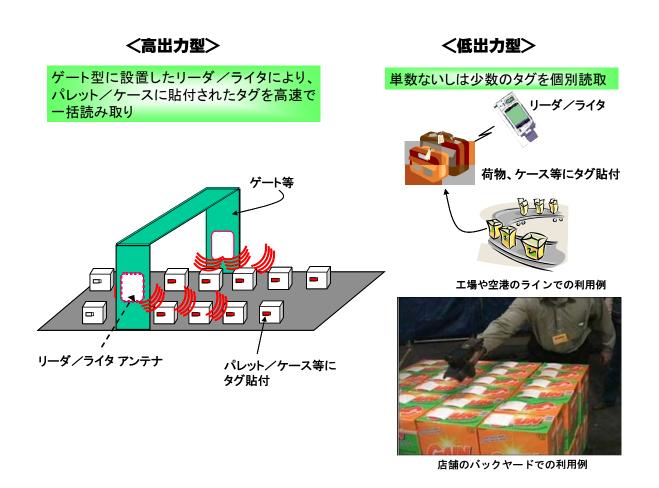


図2 950MHz 帯パッシブタグシステムの利用シーン

# 電子タグシステムに係る制度化の状況

	周波数帯及び タイプ	主な利用用途	導入経緯	削度区分
	135kHz以下 (パッシブ)	〇スキーゲート       〇自動倉庫       〇食堂精算	昭和25年 高周波利用設備として制度化 高周波	7利用設備
	<b>13.56MHz帯</b> (パッシブ)	<ul><li>○交通系カードシステム</li><li>○行政カードシステム</li><li>○ICカード公衆電話</li><li>○入退室管理システム等</li></ul>	平成10年 制度化 平成14年 出力の緩和、 手続の簡素化	7利用設備
ST.	<b>433MHz帯</b> (アクティブ)	〇国際物流管理 〇コンテナ内状況管理 等	平成18年 制度化 特定小	<b>\</b> 電力無線局
	<b>950MHz帯</b> (パッシブ)	〇物流管理 〇製造物履歴管理 等	平成17年 高出力型システムの制度化 構内無平成18年 高出力型システムの高度化及び 低力型システムの制度化 特定小	・ ・ 電力無線局
	2.45GHz帯 (パッシブ) (アクティブ)	〇物流管理 〇製造物履歴管理 〇物品管理 等	平成14年 小雷カシステムへの周波数	₹線局 ◇電力無線局 〕データ

平成20年4月9日

### 周波数割当計画の一部変更案について (平成20年2月6日 諮問第9号)

[950MHz帯アクティブ系小電力無線システムの導入に伴う変更]

#### (連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(石田課長補佐、中島係長)

電話:03-5253-5829

諮問内容について

総務省総合通信基盤局電波部電波政策課

(星周波数調整官、棚田係長)

#### 周波数割当計画の一部変更案について

#### I 950MHz帯アクティブ系小電力無線システムの導入に伴う変更

950MHz帯アクティブ系小電力無線システムは、950MHz帯の電波の特長を活かすことにより、信頼性、到達性、省電力といった観点から、優れたアクティブタグシステムや短距離無線通信システムを実現することが可能であり、今後のユビキタスネットワーク社会の実現に向けて、生産、物流、販売、医療、交通などの幅広い分野において大きな役割を果たすことが期待されている。

このような状況から、情報通信審議会において、950MHz帯アクティブ系小電力無線システムの導入に向け、「950MHz帯アクティブ系小電力無線システムの技術的条件」について審議が行われ、平成19年12月、一部答申を受けた。

今般、この一部答申を踏まえ、950MHz帯アクティブ系小電力無線システムの 導入を可能とするため、周波数割当計画の一部を変更するものである。

(参考:周波数割当計画の変更(950MHz帯))

#### 【変更内容】

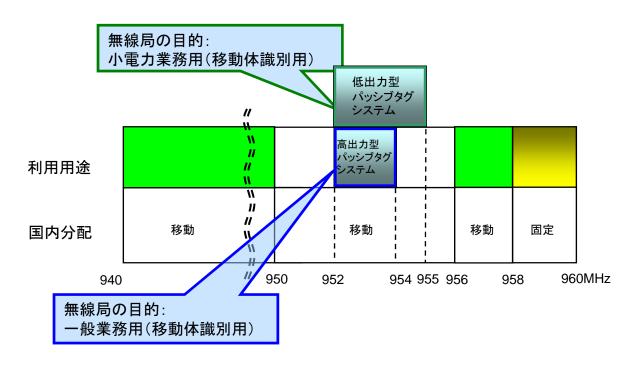
950MHz を超え956MHz 以下の周波数帯の無線局の目的に小電力業務用(テレメーター用、テレコントロール用及びデータ伝送用)を追加するとともに、周波数の使用条件を規定する別表に具体的な周波数を追加するなど、必要な規定の整備を図る。

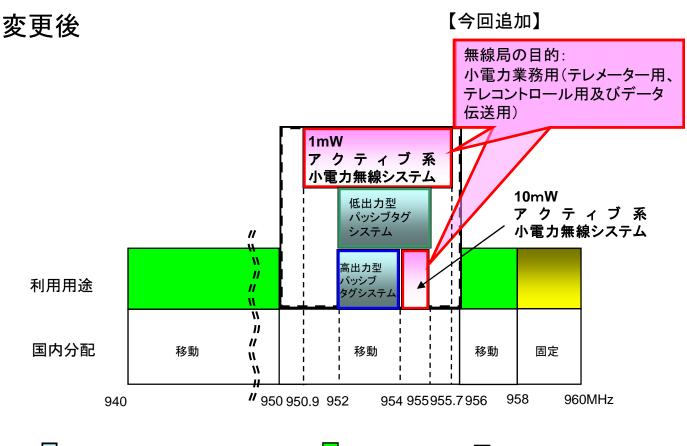
#### Ⅱ スケジュール

答申受領後、速やかに周波数割当計画を変更し、官報に掲載する。

## 周波数割当計画の変更(950MHz帯)

## 変更前





:携帯電話

放送STL

: パッシブタグシステム

平成20年4月9日

## 無線局免許手続規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等 に関する規則の各一部を改正する省令案について (平成20年2月6日 諮問第12号)

[地上デジタルテレビジョン放送におけるデジタル混信対策の ためのギャップフィラーの特定無線設備化]

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(石田課長補佐、中島係長)

電話: 03-5253-5829

諮問内容について

総務省情報通信政策局放送技術課

(山口課長補佐、遠藤係長)

# 無線局免許手続規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の各一部を改正する省令案について

一地上デジタルテレビジョン放送におけるデジタル混信対策のための ギャップフィラーの特定無線設備化—

#### 1 改正背景

平成 23 年の地上デジタル放送への完全移行に向け、今後、全国で中小規模の中継局整備が加速される予定であるが、現在、デジタル放送が電波の混信妨害の影響を受けるデジタル混信問題やビル等の建造物によって発生した陰による建造物遮へい難視問題に対する対策が求められている。

また、放送波を受信してごく小さな電力により再送信を行うことでこれらの難視 状態を解消するギャップフィラーについては、比較的小規模な無線設備である特長 を活かし、難視が発生しているエリアにおいて迅速に置局したいという要望が寄せ られている。

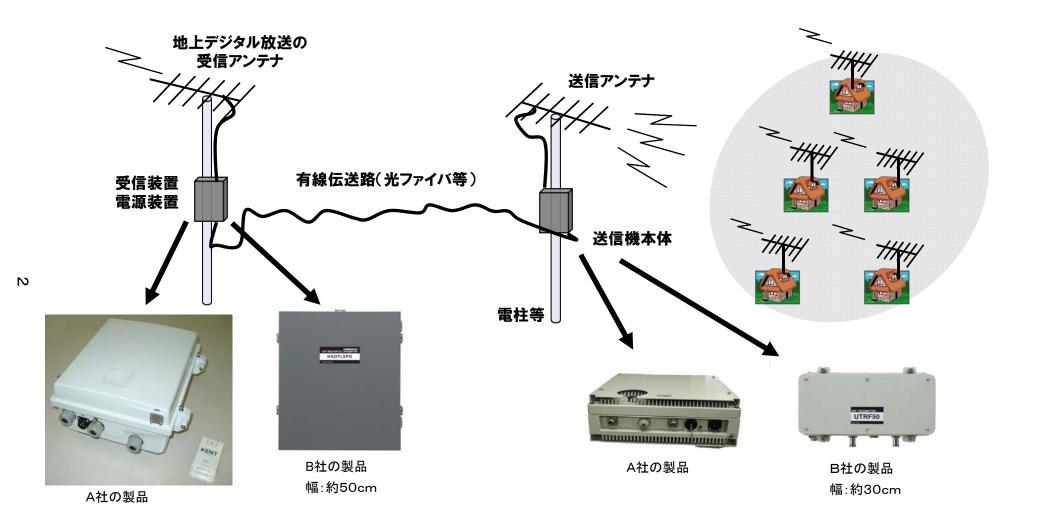
このような状況の中、本年 1 月 31 日に情報通信審議会より「放送システムに関する技術的条件」のうち「デジタル混信等の難視対策のためのギャップフィラーに関する技術的条件」が答申されたことを受け、ごく小さな電力を使用するギャップフィラーを技術基準適合証明が受けられる無線設備(特定無線設備)とし、併せて、予備免許、工事設計の変更、落成後の検査及び免許の拒否の各手続を適用しない免許とするための規定の整備を行う。

#### |2 改正省令案の概要|

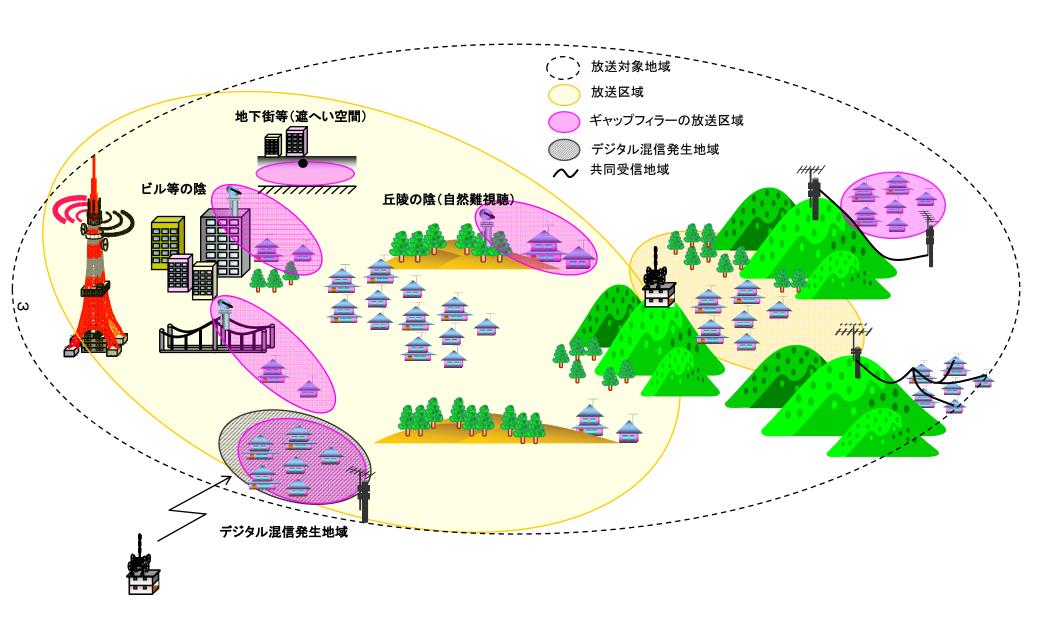
- 無線局免許手続規則免許手続が簡略される適合表示無線設備使用無線局に放送局を追加する
- ・特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則 ごく小さな電力(50mW以下)を使用する地上デジタルテレビジョン放送を行う無線設備(ギャップフィラー)を特定無線設備として追加する

#### 3 施行期日

平成20年5月 公布・施行(予定)



## ギャップフィラーの置局イメージ



平成20年4月9日

## 周波数割当計画の一部変更案について (平成20年4月9日 諮問第22号)

[アナログ通信方式による消防用の周波数の使用期限の設定に伴う制度整備]

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(石田課長補佐、中島係長)

電話:03-5253-5829

諮問内容について

総務省総合通信基盤局電波部電波政策課

(星周波数調整官、石黒係長)

#### 周波数割当計画の一部変更案について

#### I VHF帯の消防用の無線局に使用する周波数の使用期限の設定

VHF帯は、陸上移動通信に適した周波数帯であることから、警察、消防、防災等の公共業務を中心に多用されており、周波数が逼迫している状況にある。このため無線システムのデジタル化や周波数チャネルのナロー化を図ることにより、利用者の利便性の向上及び周波数の有効利用を推進しているところである。

このような状況の中、150MHz 帯のアナログ方式の消防用無線については、これまで同じVHF帯の260MHz 帯にデジタル方式の周波数を確保して移行を促進してきたところであるが、今後確実に周波数移行を行っていくため、周波数割当計画において移行期限を設定しようとするものである。(別紙)

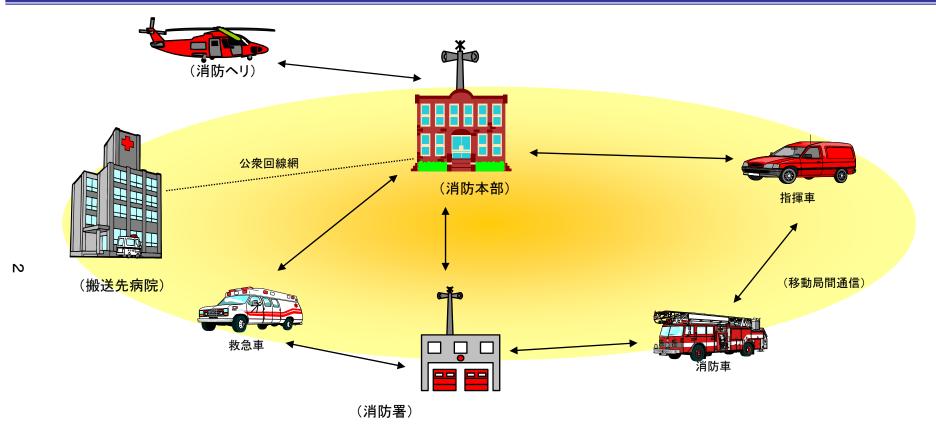
#### 【変更内容】

150MHz 帯(142-144MHz、146-149.9MHz 及び 150.05-154.44MHz)の周波数の使用に関する条件として、消防用の無線局による使用を平成 28 年 5 月 31 日までとする旨記載する。

#### Ⅱ スケジュール

答申受領後、速やかに周波数割当計画を変更し、官報に掲載する。

## 消防用無線(アナログ方式)の周波数の使用期限の設定について



消防用無線については、データ伝送の実現や増波等の要望があり、防災無線の移行先周波数でもある260MHz帯への集約を図ってきているところ。

**アナログ**方式 150MHz帯 **デジタル**方式 260MHz帯 (単一通信路: SCPC方式)

消防用無線(アナログ方式)の周波数の使用期限(平成28年5月31日)を 周波数割当計画に明記し、更にデジタル化を推進。

平成20年4月9日

## 株式会社WOWOWの有料放送契約約款の変更の認可について (平成20年4月9日 諮問第23号)

#### (連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(石田課長補佐、中島係長)

電話:03-5253-5829

諮問内容について

総務省情報通信政策局衛星放送課

(井田課長補佐、川名データ放送係長)

#### 株式会社WOWOWの有料放送契約約款の変更の認可について

#### 1 申請者

株式会社WOWOW「代表取締役社長 和崎 信哉]

#### 2 申請年月日

平成20年4月1日

#### 3 変更の目的

BSアナログテレビジョン放送については、本年3月12日の電波監理審議会答申を受け、同月27日に放送普及基本計画等が変更されたことにより、地上アナログテレビジョン放送の終了期日と同じ平成23年7月24日までに終了することが決定されたところである。

これを受け、株式会社WOWOWにおいては、アナログからデジタルへの円滑な移行の確保のため、BSアナログテレビジョン放送の新規加入受付を終了することとしており、そのために必要な有料放送契約約款の変更の認可申請がなされたものである。

#### 4 変更の概要

(1) 株式会社WOWOWがBSアナログテレビジョン放送の新規加入申込みに対し、契約の締結を拒否することができるようにすること。

(第5条「契約の成立」関係)

なお、株式会社WOWOWにおいては、事前の周知を十分に行うため、当該認可を受け次第、その旨の公表を直ちに行い、当該公表日から1ヶ月を経過した日から本件変更を適用することとしている。

(2) その他アナログからデジタルへの円滑な移行の確保に必要となる規定の整備を行う。

#### 5 審查結果

有料放送契約約款の変更の内容に関して、放送法(昭和25年法律第132号)5 2条の4第5項及び放送法関係審査基準(平成13年総務省訓令第68号)第5条に 基づき、

- (1) 有料放送事業者及びその国内受信者の責任に関する事項が適正かつ明確に 定められているものであること
- (2) 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと について審査した結果、適合するものと認められる。

### 株式会社WOWOWの概要

- 1 商 号 株式会社 WOWOW
- 2 所 在 地 東京都港区元赤阪1-5-8
- 3 代表取締役 和崎 信哉
- 4 設立年月日 昭和59年(1984年)12月25日
- 4 資 本 金 50億円
- 6 主要株主 ㈱東京放送

㈱東芝

㈱電通

日本テレビ放送網㈱

㈱日立製作所

㈱フジテレビジョン

松下電器産業㈱

三菱商事㈱

#### 7 放送サービスの概要

※全て有料放送

アナログ放送	標準テレビジョン放送	(1番組)
デジタル放送	高精細度テレビジョン放送	(1番組)
	標準テレビジョン放送	(3番組)

#### 8 放送開始時期

アナログ放送 平成3年(1991年)4月1日 デジタル放送 平成12年(2000年)12月1日